

【改正建築士法情報についてのお知らせ】

まちせんクラブ会員の皆様へ

いつも当センターをご利用頂きまして、誠に有り難うございます。

さて、改正建築士法におきましては、11月28日以降に設計・工事管理契約が締結される場合、その契約締結前にあらかじめ、建築主に対し重要事項説明を行う事が義務づけられます。

説明が義務付けられる重要事項の内容は、作成する設計図書の種類、工事と設計図書との照合・確認の方法などになります。

また、その説明方法につきましては、書面を交付して説明を行う必要があり、説明時に建築士免許証又は建築士免許証明書を提示する必要があります。

詳しくは、下記のリンクをご覧ください。

財団法人 建築行政情報センター
<http://www.icba.or.jp/kenchikushiho/juyo.html>